

男鹿市規則第25号

男鹿市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市介護保険条例施行規則（平成17年男鹿市規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正後

様式第2号（第7条関係）

様	税 第 号 年 月 日																																																																				
男鹿市長	回																																																																				
介護保険料徴収猶予決定通知書																																																																					
<p>さきに申請がありました 年度分介護保険料の徴収猶予については、下記のとおり決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">被保険者番号</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 50%;">被保険者氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black;">徴収猶予決定年月日 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-bottom: 1px solid black;">決定理由</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-bottom: 1px solid black; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">調定年度</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">期別</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">7月(第1期)</td> <td style="text-align: right;">保険料額</td> <td style="text-align: right;">徴収猶予期間</td> <td style="text-align: right;">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">8月(第2期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">9月(第3期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">10月(第4期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">11月(第5期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">12月(第6期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">1月(第7期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">2月(第8期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">随時期</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		被保険者番号		被保険者氏名				徴収猶予決定年月日 年 月 日			決定理由						調定年度		期別	7月(第1期)		保険料額	徴収猶予期間	備考	8月(第2期)		～			9月(第3期)		～			10月(第4期)		～			11月(第5期)		～			12月(第6期)		～			1月(第7期)		～			2月(第8期)		～			随時期		～			合計				
被保険者番号		被保険者氏名																																																																			
徴収猶予決定年月日 年 月 日																																																																					
決定理由																																																																					
調定年度		期別																																																																			
7月(第1期)		保険料額	徴収猶予期間	備考																																																																	
8月(第2期)		～																																																																			
9月(第3期)		～																																																																			
10月(第4期)		～																																																																			
11月(第5期)		～																																																																			
12月(第6期)		～																																																																			
1月(第7期)		～																																																																			
2月(第8期)		～																																																																			
随時期		～																																																																			
合計																																																																					

○問い合わせ先

男鹿市板川港船川字東台66-1 男鹿市総務企画部税務課 電話 0185-24-9134

○不服の申立て

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として（男鹿市長が被訴の代表者となります）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

秋田県山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1363

改正前

様式第2号（第7条関係）

介護保険料徴収猶予決定通知書	税 第 号 年 月 日																																																																				
男鹿市長	回																																																																				
<p>さきに申請がありました 年度分介護保険料の徴収猶予については、下記のとおり承認と決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">被保険者氏名</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 50%;">被保険者番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black;">徴収猶予決定年月日 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-bottom: 1px solid black;">不承認理由</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-bottom: 1px solid black; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">調定年度</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">期別</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">7月(第1期)</td> <td style="text-align: right;">保険料額</td> <td style="text-align: right;">徴収猶予期間</td> <td style="text-align: right;">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">8月(第2期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">9月(第3期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">10月(第4期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">11月(第5期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">12月(第6期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">1月(第7期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">2月(第8期)</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">随時期</td> <td style="text-align: right;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		被保険者氏名		被保険者番号				徴収猶予決定年月日 年 月 日			不承認理由						調定年度		期別	7月(第1期)		保険料額	徴収猶予期間	備考	8月(第2期)		～			9月(第3期)		～			10月(第4期)		～			11月(第5期)		～			12月(第6期)		～			1月(第7期)		～			2月(第8期)		～			随時期		～			合計				
被保険者氏名		被保険者番号																																																																			
徴収猶予決定年月日 年 月 日																																																																					
不承認理由																																																																					
調定年度		期別																																																																			
7月(第1期)		保険料額	徴収猶予期間	備考																																																																	
8月(第2期)		～																																																																			
9月(第3期)		～																																																																			
10月(第4期)		～																																																																			
11月(第5期)		～																																																																			
12月(第6期)		～																																																																			
1月(第7期)		～																																																																			
2月(第8期)		～																																																																			
随時期		～																																																																			
合計																																																																					
<p>○ 問い合わせ先 男鹿市板川港船川字東台66-1 男鹿市総務企画部税務課 電話 0185-24-9134</p> <p>○ 不服の申立て</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求をることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として（男鹿市長が被訴の代表者となります）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 																																																																					
秋田県山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1363																																																																					

改正後

様式第3号（第7条関係）

税 第 号 年 月 日																																																																																														
男鹿市長 団																																																																																														
介護保険料減免決定通知書																																																																																														
<p>さきに申請がありました 年度分介護保険料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;">被保険者番号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">被保険者氏名</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>決 定 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>決 定 し た 減 免 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>減免前保険料額</td> <td>円</td> <td>減 免 後 保 険 料 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">決 定 理 由</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">調定期</th> <th style="width: 10%;">期間</th> <th style="width: 10%;">減免前保険料額</th> <th style="width: 10%;">減免額</th> <th style="width: 10%;">減免後保険料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7月(第1期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8月(第2期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月(第3期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10月(第4期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11月(第5期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12月(第6期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1月(第7期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2月(第8期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>随時期</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">合 計</td></tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>		被保険者番号								被保険者氏名		決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 し た 減 免 額	円	減免前保険料額	円	減 免 後 保 険 料 額	円	決 定 理 由										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">調定期</th> <th style="width: 10%;">期間</th> <th style="width: 10%;">減免前保険料額</th> <th style="width: 10%;">減免額</th> <th style="width: 10%;">減免後保険料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7月(第1期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8月(第2期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月(第3期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10月(第4期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11月(第5期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12月(第6期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1月(第7期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2月(第8期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>随時期</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">合 計</td></tr> </tbody> </table>										調定期	期間	減免前保険料額	減免額	減免後保険料額	7月(第1期)					8月(第2期)					9月(第3期)					10月(第4期)					11月(第5期)					12月(第6期)					1月(第7期)					2月(第8期)					随時期					合 計				
被保険者番号								被保険者氏名																																																																																						
決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 し た 減 免 額	円																																																																																											
減免前保険料額	円	減 免 後 保 険 料 額	円																																																																																											
決 定 理 由																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">調定期</th> <th style="width: 10%;">期間</th> <th style="width: 10%;">減免前保険料額</th> <th style="width: 10%;">減免額</th> <th style="width: 10%;">減免後保険料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7月(第1期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8月(第2期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月(第3期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10月(第4期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11月(第5期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12月(第6期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1月(第7期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2月(第8期)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>随時期</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">合 計</td></tr> </tbody> </table>										調定期	期間	減免前保険料額	減免額	減免後保険料額	7月(第1期)					8月(第2期)					9月(第3期)					10月(第4期)					11月(第5期)					12月(第6期)					1月(第7期)					2月(第8期)					随時期					合 計																																		
調定期	期間	減免前保険料額	減免額	減免後保険料額																																																																																										
7月(第1期)																																																																																														
8月(第2期)																																																																																														
9月(第3期)																																																																																														
10月(第4期)																																																																																														
11月(第5期)																																																																																														
12月(第6期)																																																																																														
1月(第7期)																																																																																														
2月(第8期)																																																																																														
随時期																																																																																														
合 計																																																																																														
<p>○ 問い合わせ先 男鹿市船川港船川字県台66-1 男鹿市総務企画部施設課 電話 0185-24-9134</p> <p>○ 不服の申立て</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として（男鹿市長が被告の代使者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から④までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ④ 秋田市山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1363</p>																																																																																														

改正前

様式第3号（第7条関係）

税 第 号 年 月 日																																																																														
男鹿市長 団																																																																														
介護保険料減免決定通知書																																																																														
<p>さきに申請がありました 年度分介護保険料の減免について、下記のとおり承認・不承認と決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;">被保険者氏名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">被保険者番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>減免決定年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>決 定 し た 減 免 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>減免前保険料額</td> <td>円</td> <td>減 免 後 保 険 料 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">不承認理由</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">納 期</th> <th style="width: 10%;">減免前保険料額</th> <th style="width: 10%;">減免額</th> <th style="width: 10%;">減免後保険料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7月(第1期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8月(第2期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月(第3期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10月(第4期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11月(第5期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12月(第6期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1月(第7期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2月(第8期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>随時期</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td></tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>		被保険者氏名							被保険者番号		減免決定年月日	年 月 日	決 定 し た 減 免 額	円	減免前保険料額	円	減 免 後 保 険 料 額	円	不承認理由								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">納 期</th> <th style="width: 10%;">減免前保険料額</th> <th style="width: 10%;">減免額</th> <th style="width: 10%;">減免後保険料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7月(第1期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8月(第2期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月(第3期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10月(第4期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11月(第5期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12月(第6期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1月(第7期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2月(第8期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>随時期</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td></tr> </tbody> </table>								納 期	減免前保険料額	減免額	減免後保険料額	7月(第1期)				8月(第2期)				9月(第3期)				10月(第4期)				11月(第5期)				12月(第6期)				1月(第7期)				2月(第8期)				随時期				合 計			
被保険者氏名							被保険者番号																																																																							
減免決定年月日	年 月 日	決 定 し た 減 免 額	円																																																																											
減免前保険料額	円	減 免 後 保 険 料 額	円																																																																											
不承認理由																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">納 期</th> <th style="width: 10%;">減免前保険料額</th> <th style="width: 10%;">減免額</th> <th style="width: 10%;">減免後保険料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7月(第1期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8月(第2期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月(第3期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10月(第4期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11月(第5期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12月(第6期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1月(第7期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2月(第8期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>随時期</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td></tr> </tbody> </table>								納 期	減免前保険料額	減免額	減免後保険料額	7月(第1期)				8月(第2期)				9月(第3期)				10月(第4期)				11月(第5期)				12月(第6期)				1月(第7期)				2月(第8期)				随時期				合 計																														
納 期	減免前保険料額	減免額	減免後保険料額																																																																											
7月(第1期)																																																																														
8月(第2期)																																																																														
9月(第3期)																																																																														
10月(第4期)																																																																														
11月(第5期)																																																																														
12月(第6期)																																																																														
1月(第7期)																																																																														
2月(第8期)																																																																														
随時期																																																																														
合 計																																																																														
<p>○ 問い合わせ先 男鹿市船川港船川字県台66-1 男鹿市総務企画部施設課 電話 24-9134</p> <p>○ 不服の申立て</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として（男鹿市長が被告の代使者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から④までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経うことにつき正当な理由があるとき。 ④ 秋田市山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1363</p>																																																																														

改正後

様式第4号（第7条関係）

税 第 号 年 月 日				
様 男鹿市長 団				
介護保険料徴収猶予取消通知書				
年 月 日付け税第 号で承認しました 年度分介護保険料の徴収猶予の取消しについては、下記のとおり決定しましたので通知します。				
被保険者番号		被保険者氏名		
徴収猶予取消年月日		年 月 日		
取消理由				
調定期度	期別	保険料額	取消前徴収猶予期限	取消後納期限
7月(第1期)			~	~
8月(第2期)			~	~
9月(第3期)			~	~
10月(第4期)			~	~
11月(第5期)			~	~
12月(第6期)			~	~
1月(第7期)			~	~
2月(第8期)			~	~
随時期			~	~
合 計				
<input type="radio"/> 開い合わせ先 男鹿市船川港船川字岸台60-1 男鹿市総務企画部税務課 電話 018-24-9134 <input type="radio"/> 不服の申立て 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として(男鹿市長が被告の代表者となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は半続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 秋田市山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1363				

改正前

様式第4号（第7条関係）

税 第 号 年 月 日				
様 男鹿市長 団				
介護保険料徴収猶予取消通知書				
年 月 日付け税第 号で承認しました 年度分介護保険料の徴収猶予の取消しについては、下記のとおり決定しましたので通知します。				
被保険者氏名		被保険者番号		
徴収猶予取消年月日		年 月 日		
取消理由				
納 期	保険料額	取消前徴収猶予期限	取消後納期限	
7月(第1期)		~	~	
8月(第2期)		~	~	
9月(第3期)		~	~	
10月(第4期)		~	~	
11月(第5期)		~	~	
12月(第6期)		~	~	
1月(第7期)		~	~	
2月(第8期)		~	~	
随時期		~	~	
合 計				
<input type="radio"/> 開い合わせ先 男鹿市船川港船川字岸台60-1 男鹿市総務企画部税務課 電話 018-24-9134 <input type="radio"/> 不服の申立て 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として(男鹿市長が被告の代表者となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は半続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 秋田市山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1363				

改正後

様式第5号（第7条関係）

税	第	号
年	月	日

様

男鹿市長

印

介護保険料減免取消通知書

年 月 日付税第 号で承認しました 年度分介護保険料の減免の取消しについて、下記のとおり取り消しましたので通知します。

被保険者番号				被保険者氏名	
--------	--	--	--	--------	--

減免取消年月日	年 月 日	取消した減免額	円
取消前保険料額	円	取消後保険料額	円
取消理由			

調定年度	期別	取消前保険料額	減免取消額	取消後保険料額
7月(第1期)				
8月(第2期)				
9月(第3期)				
10月(第4期)				
11月(第5期)				
12月(第6期)				
1月(第7期)				
2月(第8期)				
随時期				
合 計				

○ 問い合わせ先
男鹿市船川港駅前字景谷66-1 男鹿市総務企画部税務課 電話 0185-24-9134

○ 不服の申立て

- この始分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この始分の日の翌日から起算して1年を超過したときは、審査請求をすることが不可能になります。
- この始分については、上記①の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として(男鹿市長が被告の代表者となります)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を超過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 始分の取消しの訴えは、上記①の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から⑤までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を超過しても裁決がないとき。
- 処分の執行又は半続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他の裁決を経ないにつき正当な理由があるとき。

秋田市山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 0185-860-1363

改正前

様式第5号（第7条関係）

介護保険料減免取消通知書

税	第	号
年	月	日
様		
男鹿市長		
印		

年　月　日付税第　　号で承認しました　　年度分介護保険料の
減免の取消しについては、下記のとおり取り消しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号		
減免取消年月日	年　月　日	取り消した減免額	円
取消前保険料額		円	取消後保険料額
取消理由			

納　期	取消前保険料額	減免取消額	取消後保険料額
7月(第1期)			
8月(第2期)			
9月(第3期)			
10月(第4期)			
11月(第5期)			
12月(第6期)			
1月(第7期)			
2月(第8期)			
随時期			
合　計			

○ 開き合わせ先
男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市総務企画部税務課 電話 24-9134

○ 不服の申立て

- この区分について不服がある場合は、この区分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この区分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この区分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この区分については、上記①の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として(男鹿市長が被告の代表者となります)、処分の取消しの訴を提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴を提起することができなくなります。
- 処分の取消しの訴えは、上記①の審査請求に対する裁決を終了後でなければ提起することができません。次の方の②③④までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を終いでない、処分の取消しの訴えを提起することができません。

① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても撤消がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないにつき正当な理由があるとき。

秋田市山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1963

改正後	改正前
備考 改正箇所は、太枠で示した部分である。	

附 則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。